

災害時の避難について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、避難情報が発令された場合等は、下記とおり避難してください。(040609)

洪水・土砂災害時

① 自宅（今いる場所）の地区を対象に避難情報が発令された場合等は、ハザードマップで災害の危険性を確認してください。（ハザードマップで色が塗られている）

危険性あり



危険性なし



自宅に留まってください。
テレビ・ラジオ・インターネット等で情報を収集し、不安なことがありましたら危機管理課（33-9119）へお問い合わせください。

② 2階以上に避難することで危険性を回避できますか？

※ 土砂災害警戒区域は立退き避難が原則です。

回避できない



回避できる



自宅の安全な場所へ避難してください。
テレビ・ラジオ・インターネット等で情報を収集し、不安なことがありましたら危機管理課（33-9119）へお問い合わせください。

自宅から退避し、避難してください。
避難前に、保健予防課（40-0702）にご連絡ください。健康状態等を確認のうえ、避難先を調整し、ご案内します。

大規模地震発生時

自宅の損壊等により、自宅での療養が継続できない場合は、危機管理課（33-9119）にご連絡ください。健康状態等を確認のうえ、避難先を調整し、ご案内します。

市 HP トップページ	ハザードマップ
	

<連絡先等>

松本市 保健所 保健予防課

電話：40-0702

Email: h-yobou.kansen@city.matsumoto.lg.jp

松本市 危機管理部 危機管理課

電話：33-9119

Email: kikikanri@city.matsumoto.lg.jp